

令和8年1月三芳町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和8年1月26日(月) 午後3時00分～午後4時00分

2.開催場所 三芳町役場 201会議室

3.出席委員 12人

会長	長谷川 清行
会長職務代理	古寺 貞雄
委員	島田 裕康
	矢島 秀信
	鈴木 浩之
	塩野 智恵
	武田 修二
	鈴木 孝史
	鈴木 浩
	高山 誠二
	井田 周
	田中 義行

4.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第102号、1、農用地利用集積等促進計画案の作成について

議案第103号、1、農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件

議案第104号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

議案第105号、1、相続税の納税猶予に関する適格者証明書

報告第95号、1、農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)

報告第94号、1、農地法施行規則第29条第1項第21号の規定による農地の試掘調査の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	三浦 康晴	事務局次長	大久保 淳	主 幹	江田 直也
主 事	三浦 涼太	主 事 補	清水 大輝		

6. 会議の概要

会長 それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。
本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に鈴木浩之委員、塩野智恵委員を選任します。本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の清水主事補を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局 議案第102号、1、農用地利用集積等促進計画案の作成について、別紙のとおり
議案第103号、1、農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件、別紙のとおり
議案第104号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり
議案第104号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり
議案第105号、1、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件、別紙のとおり
報告第95号、1、農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)、別紙のとおり
報告第96号、1、農地法施行規則第29条第1項第21号の規定による農地の試掘調査の件(報告)、別紙のとおり

令和8年1月26日提出
三芳町農業委員会 会長 長谷川 清行
以上でございます。

会長 議案第102号番号1について、〇〇委員が関係者となりますので一時退席をお願いいたします。
議案第102号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 1ページをご覧ください。
議案第102号は、農用地利用集積等促進計画案の作成の件となっております。町が農用地利用集積等促進計画を定める際は、農業委員会から意見を聞くことが適当であるとされているため、三芳町より意見聴取の依頼を受けております。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計3筆となります。
所在につきましては、2ページから3ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振地域となります。
面積は上から97㎡、43㎡、517㎡の計657㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
転貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となります。
なお、新規の利用権設定となります。
次に農用地利用集積等促進計画書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、耕耘機1台、トラック1台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者のみとなっています。
主たる経営作物は、さつまいも、にんじん、そら豆となります。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

1番委員 現地はきれいに管理された畑でした。
また借人は該当地の付近に住まわれており、20数年前より、本案件の貸人の指導の下、貸人の畑で農作業を行っていたとのこと。今回借りる予定の畑では、さつまいもの作付けを計画されているとのこと。一生懸命計画も立てている方なので、問題ないかと思われまます。よろしくをお願いします。

会長 議案第102号番号1について何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので議案第102号番号1は意見無しとします。
議案第102号番号1について、審議が終了しました。〇〇委員に席にお戻りいただきます。事務局よりお伝えください。
議案第102号番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 再度1ページをご覧ください。
番号2につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計3筆となります。所在につきましては、4ページから6ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から687㎡、68㎡、743㎡の計1,498㎡であり、権利が賃借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
転貸人は番号1と同一のため省略いたします。
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和8年4月1日から令和14年3月31日までの6年間となります。
なお、新規の利用権設定となります。
次に農用地利用集積等促進計画書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、耕耘機2台、トラクター2台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め3名となっています。
主たる経営作物は、枝豆、里芋、ブロッコリーとなります。
事務局からは以上です。

- 会長 地元委員より補足説明をお願いします。
- 12番委員 現地確認をしたところ、綺麗に管理されている畑でした。また遡ること12月17日に役場で、貸人、借人、農業委員、事務局でお会いしました。借人は借りる予定の畑の隣接に約3反畑を所有しておりまして、自宅からは車で約1分程で着ける距離にあるとのこと。作付けは、枝豆、里芋、葉物などで、出荷先は〇〇〇〇、〇〇〇〇などに出しているそうです。問題ないと思います。よろしくをお願いします。
- 会長 議案第102号番号2について何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので議案第102号番号2は意見無しとします。
議案第102号番号3、番号4、番号5について、借人が同一のため一括で事務局より説明をお願いします。
- 事務局 7ページをご覧ください。
番号3、番号4、番号5につきまして、
番号3の所在は〇〇〇〇、〇〇〇〇の2筆
番号4の所在は〇〇〇〇、〇〇〇〇の2筆
番号5の所在は〇〇〇〇の1筆の計5筆となります。
所在につきましては、8ページから15ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から4,903㎡、551㎡、1,272㎡のうち1,238.42㎡、1,977㎡、1,171㎡の計9,840.42㎡であり、
番号3及び番号5権利が使用貸借権の設定
番号4の権利は賃借権の設定です。
番号3の貸人は〇〇〇〇、〇〇〇〇
番号4の貸人は〇〇〇〇、〇〇〇〇
番号5の貸人は〇〇〇〇、〇〇〇〇
転貸人は番号1と同一のため省略いたします。
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
番号3及び4については
令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間となり、番号5については
令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となります。
なお、新規の利用権設定となります。
次に農用地利用集積等促進計画書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、耕耘機3台、トラクター3台、コンバイン1台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め2名となっています。
主たる経営作物は、にんじん、小麦、大豆、里芋、かんしょ、小松菜となります。
事務局からは以上です。

- 会長 地元委員より補足説明をお願いします。
- 2番委員 まず番号3ですが、現地は収穫後の後片付けを行っているような状態でした。若干草が目立つ印象を受けましたが、管理はされておりました。
次に番号4ですが、収穫後耕耘し、麦が植えられているような状況でしたので、特に問題はないかと思われます。よろしくお願ひします。
- 13番委員 続いて番号5ですが、西洋野菜が少し残っている箇所と夏野菜の後片付けを行っているような状況でした。借人は〇〇〇〇でも大規模に農業を行っている方ですので、問題ないかと思われます。よろしくお願ひします。
- 会長 議案第102号番号3、番号4、番号5について何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので議案第102号番号3、番号4、番号5は意見無しとします。
議案第102号番号6について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 16ページをご覧ください。
番号6につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計8筆となります。
所在につきましては、17ページから21ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から1,513㎡のうち479㎡、1,158㎡、1,286㎡、880㎡のうち814㎡、1,042㎡、2,284㎡、2,902㎡、3,446㎡のうち1,118㎡の計11,083㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
転貸人は番号1と同一のため省略いたします。
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間となります。
なお、新規の利用権設定となります。
次に農用地利用集積等促進計画書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、耕耘機13台、トラクター10台、もみすり機1台、乾燥機3台、コンバイン4台、トラック6台などをリースしており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め5名となっています。主たる経営作物は、そばとなります。
事務局からは以上です。
- 会長 地元委員より補足説明をお願いします。
- 11番委員 まず貸人についてですが、相続人代表である奥様にお話しをお伺ひしました。
被相続人はよく農業をされていた方でしたが、突如お亡くなりになられたというこ

とでした。元々綺麗に管理されている方でしたので、農地についても草一本生えていないような綺麗な農地でした。また借人につきましても、当地区で大規模に行われている方ですので何ら問題ないと思います。慎重審議よろしくをお願いします。

会長 議案第102号番号6について何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので、議案第102号番号6は意見無しとします。
議案第102号番号7について、事務局より説明をお願いします。

事務局 22ページをご覧ください。
番号7につきましては、
所在が〇〇〇〇から〇〇〇〇までの計26筆となります。所在につきましては、23ページから39ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地が25筆、農振地域が1筆となります。
面積は合計38,093㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。
再転貸のため貸人は省略します。
転貸人は番号1と同一のため省略いたします。
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、始期は全て令和8年4月1日からとなりますが、終期については以前の終期を引き継ぐため筆ごとに異なっております。
2筆は令和15年3月31日までの7年間
1筆は令和14年5月31日までの6年2カ月間
残りの23筆は令和12年9月30日までの4年6カ月間となります。
なお、新規の利用権設定となります。
次に農用地利用集積等促進計画書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、耕耘機1台、トラクター1台、もみすり機1台、乾燥機1台、コンバイン1台、トラック2台などをリースする予定であり、農業を営む環境にあると判断します。主たる農業従事者は申請者のみとなっておりますが、臨時雇用労働力が年間延べ労働日数72人日となっております。主たる経営作物は、そばとなります。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

2番委員 私の方では、〇〇〇〇に係る約28,000㎡程度について説明いたします。
先日現地確認をしたところ、そばの切り株が残っているような状況で大変綺麗になっておりました。問題ないと思います。よろしくをお願いします。

5番委員 では〇〇〇〇分については私の方から説明いたします。
畑については、〇〇〇〇の畑と同じように秋そばの収穫の後が残るくらいで、綺麗に管理がされておりました。場所についてもまとまりがあり、利用しやすいと思われれます。また借人についてですが、新規就農ということで、〇〇〇〇で話を伺っております。というのも、借人は〇〇〇〇の従業員であり、5年ほどお勤めされて

いたそうです。そのため、そばの栽培から収穫に至るまでの一連の流れはわかっていらっしゃると思います。また明日の担い手塾においても農業法人コースで研修を受けられていて、2年のところを1年で卒業見込みとのこと。

資金計画、作付計画共に問題ない方だと思います。またこの方は現在〇〇〇〇に住んでおりますが、現在も毎日通われています。近い将来は町内に転居したいそうですが、現在は準備等もあるため、引き続き〇〇〇〇から通われるとのこと。1人でやっていくのですが、今後は〇〇〇〇とも協力して、機械のリースや繁忙期の人材確保等行っていくそうです。問題ないと思いますが、慎重審議お願いいたします。

会長 議案第102号番号7について何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので議案第102号番号7は意見無しとします。
議案第103号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 40ページをご覧ください。
議案第103号は、農地法第3条の規定による許可申請の件となります。
番号1につきましては、権利が所有権の移転となっております。
所在が〇〇〇〇の1筆となっております。
所在につきましては、41ページから42ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となっております。
面積は909㎡となっております。
譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇
譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇
となっております。
譲渡人の経営面積は4,989.55㎡、
譲受人の経営面積は5,911.00㎡
となります。
続いて許可要件について説明いたします。
まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、という全部効率利用要件について、〇〇〇〇さんは、トラクター1台、耕耘機1台、シーダーマルチ1台、動噴器1台などを所有しており、今後軽トラックを導入予定ということで、農業を営む環境にあると申請書より判断しております。
労働力は、申請者のみと記載されておりますが、1名増員予定とのこと。
主たる経営作物は、にんじんとなっております。
また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、申請書によりますと満たしております。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

3番委員 先日現地確認を行いましたところ、綺麗に管理されておりました。また隣接農地を譲受人の方が所有されておりますので、利用の効率性があるものと考えます。また、昨年11月に、譲受人、農業委員、事務局でお話しをお伺いしたところ、息子が農業以外の大学ではありますが、今春卒業予定とのことで、今後は就農する計画であると伺いました。まずは、農業大学校や指導農家の下学び、将来的には農業で生活をしていきたいと考えているそうです。また出荷についても、地元の出荷組合とも関わりがあるので、いずれ仲間に入れてもらいたいというお話をお伺いしていることから、今後の計画についても現実性があると思われまます。問題ないと思われまます、慎重審議お願いいたします。

会長 議案第103号番号1について何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、許可とします。
議案第104号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 43ページをご覧ください。
議案第104号は農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件となっております。番号1につきましては、権利が使用貸借権の設定となっております。所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となります。所在につきましては、44ページから45ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、面積は上から369㎡、14㎡の計383㎡となっております。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
申請事由が、分家住宅となっております。
詳しい土地の選定理由ですが、申請者は現在〇〇〇〇の借家で生活しており、小学生の子が2人いるとのことです。借家では子供部屋を用意できず、集中して勉強に取り組める環境を整えられず、戸建てへの引越を検討しておりましたが、適地が見つからず両親に相談したところ、実家の隣地にある農地への建築を了承してもらえたため申請に至ったとのことです。
詳しい土地利用計画図、平面図・立面図、断面図につきましては、46ページから50ページをご覧ください。
続きまして、51ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。
こちら立地基準としては、2管2施設という基準があり、これを満たすため、第3種農地と判断しております。今回は水道管、下水道管の2管、そして南西方向に〇〇〇〇及び〇〇〇〇の2施設がございませす。この基準を満たしているため第3種農地と判断しております。
また、一般基準についてご説明いたします。
資力および信用についてや申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、添付の資料から支障がないと考えております。
次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付

資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。また、地域の効率的、総合的な農地利用へ支障がないかどうか、につきましてもア～ウの基準について、三芳町観光産業課農業振興担当と協議の上、地域計画、及び三芳町農業振興地域整備計画への影響がないことを確認しております。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

13番委員 現地確認と聞き取りを行いました。現地は今まで自家消費分の野菜を作付けしておりましたが、現在は特に作付けされていない様子でした。
また今回の計画では元の農地の半分以下くらいを利用されて住宅を建てるとのことで、残りについては引き続き農地として作付け管理を行う予定と伺っております。計画によると特に周りに与える影響も無いものと思われまますので、問題無いと思います。よろしくをお願いします。

会長 議案第104号番号1について何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、許可相当とします。
議案第105号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 52ページをご覧ください。
議案第105号番号1につきましては、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件となります。
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計5筆となっております。
所在につきましては、53ページから60ページの案内図、公図の写しをご覧ください。登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、全筆農振農用地です。
面積は上から3,776㎡、4,005㎡、4,294㎡、2,114㎡、3,642㎡の計17,831㎡となっております。
被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
となっております。
納税猶予区分は、相続税で、相続開始年月日は令和7年4月22日となっております。被相続人は、亡くなる日まで農業を営んでおり、相続人は、引き続き農業経営を行っていくことを確認しており、申請書や台帳、現地確認の結果、要件を満たしていると考えます。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

11番委員 相続人についてですが、若い時から農業一本で一生懸命にやられている方です。また現地についても、小松菜を作付けされており、しっかりと管理がされている様子でした。問題ないと思います。よろしくをお願いします。

会長 議案第105号番号1について何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、適格者とします。
これよりは報告案件となります、事務局より報告をお願いします。

事務局 61ページをご覧ください。
報告第95号は、農用地利用集積等促進計画の認可の件となっております。
この案件は、令和7年10月の総会にて農地中間管理機構を通しての貸し借りを
行う件で審議を行い、決定をいただきました。その後、農地中間管理機構から借り受
ける方が決定し、県から認可の上、公告がなされたことについて、農業委員会あて
に通知がありましたのでこの場でご報告するものです。
番号1につきましては、所在が〇〇〇〇の1筆となります。
所在につきましては、62ページから63ページまでの案内図、公図の写しをご覧
ください。登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は1,680㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。
貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和8年1月1日から令和17年12月31日までの10年間となります。

番号2につきましては、所在が〇〇〇〇の1筆となります。
所在につきましては、64ページから65ページまでの案内図、公図の写しをご覧
ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は2,184㎡であり、権利が賃借権の設定です。
貸人は、番号1と同一のため省略します。
借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和8年1月1日から令和13年12月31日までの6年間となります。
公告日は番号1、番号2ともに令和7年12月25日となります。

続きまして66ページをご覧ください。
報告第96号は、三芳町教育委員会より提出された、農地法施行規則第29条第1
項第21号の規定による農地の試掘調査に関する報告の件となります。
農地法施行規則第29条は、農地の転用のための権利移動の制限の例外となりま
す。ここで定める事項は例外的に農地転用許可を要しないこととなっており、本案
件は、農地法施行規則第29条第1項第21号に当たり、「地方公共団体が文化財
保護法第九十九条第一項の規定による土地の発掘(同法第九十二条第一項に規
定する埋蔵文化財の有無の確認又は埋蔵文化財を包蔵する土地の範囲、内容そ
の他の事項の把握を行うことを目的とした土地の試掘に係るものに限る。)を行う
ため、農地を一時的に農地外のものにする場合」に合致するため、農地転用許可
は要らず、報告のみとなります。

番号1の所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となっております。所在につきましては、67ページの案内図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。

面積は上から1,278㎡、422㎡の計1,700㎡となっております。

なお、詳しい土地利用計画につきましては、68ページの掘削図をご覧ください。

試掘調査期間は、令和7年12月26日から令和8年3月31日の予定となっております、掘削方法は、深さ1mから3mのトレンチを2本掘削予定であり、トレンチ面積は220㎡となります。

被害防除方法は、試掘調査をする敷地外周にロープやネット等で囲いをするとのことです。

再度66ページをご覧ください。

番号2の所在が〇〇〇〇の1筆となっております。

所在につきましては、69ページの案内図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。

面積は233㎡となっております。

なお、詳しい土地利用計画につきましては、70ページの土地利用計画図をご覧ください。試掘調査期間は、令和7年12月15日から令和8年1月6日となっております、掘削方法は、深さ1mから3mのトレンチを1本掘削予定であり、トレンチ面積は20㎡となります。

被害防除方法は、試掘調査をする敷地外周にロープやネット等で囲いをするとのことです。

事務局からは以上です。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。

最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。

議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和 8 年 2 月 25 日

議長 長谷川 清行

署名委員 鈴木 浩之

署名委員 塩野 智恵